

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の 申請期間及び認可の期限について

制 定 令和元年6月26日 九運公第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の申請期間及び認可の期限について、下記のとおり定めたので公示する。

令和元年6月26日

九州運輸局長 下野 元也

記

1. 申請期間

(1) 毎年、各営業区域ごとに、原則7月1日～7月31日までの1ヶ月間。(※1)

ただし、当該期間において申請がなされなかった営業区域においては、各営業区域ごとに最初の申請がなされた日から1ヶ月間(※2)とする。

なお、事前確定運賃を適用しようとする営業区域において既に有効な係数が公示されている場合には、当該期間以外であっても申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。

※1) 過去に統一係数の公示を行った営業区域においては、以降の申請期間は原則による。

※2) 1ヶ月間とは、翌月の申請日に相当する日の前日まで(例: 8月13日に申請された場合は、翌9月12日まで)

2. 認可の期限

(1) 認可の期限は、原則、毎年9月30日までとする。

なお、期限更新のための認可申請があった場合において、期限の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の認可は、期限の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。

附則 本公示は、令和元年7月1日から適用する。